

組付要領書及び部品表

Takakita

テールランプキット

SB—TLS1

適応機種

SB1990 (E/EU) SB1991 (E/EU)

SB2290 (E/EU) SB2291 (E/EU)



本製品を安全に、また正しくお使いいただくために
必ず本組付要領書をお読みください。
お読みになった後も大切に保管してください。
本組付要領書はお手持ちのスマートフォンや
タブレットからアクセスすることができます。



株式会社 **タカキタ**

は じ め に

このたびは本製品をお買い上げいただき、ありがとうございました。

この組付要領書は、**テールランプキット**の組付要領について記載してあります。組付前には必ず、この組付要領書をお読みの上、正しく組付けてください。

また、ご使用前には作業機本体の取扱説明書を熟知するまでお読みの上、正しくお取扱いいただき最良の状態でご使用ください。

- お読みになったあとも、必ず製品に近接して保存してください。
- 製品を貸与または譲渡される場合は、本体の『取扱説明書及び部品表』とこの『組付要領書及び部品表』を製品に添付してお渡してください。
- この組付要領書及び部品表を紛失または損傷された場合は、速やかにお買い上げの販売店または当社にご注文ください。
- 本書は、**注意**として知っておくとお得な製品の性能や、製品自体の損傷防止に関する留意事項を書いてあります。
- なお、本製品については不断の研究成果を新しい技術として直ちに製品に取り入れておりますので、お手元の製品と本書の内容が一致しない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ご不明なことやお気付のことがございましたら、お買い上げの販売店または当社にご相談ください。

⚠ 警 告 サ イ ン

⚠ 印付きの下記マークは安全上、特に重要な項目ですので、よく読んで必ずお守りください。

⚠ 危険 その警告に従わなかった場合、死亡または重傷を負うことになるものを示します。

⚠ 警告 その警告に従わなかった場合、死亡または重傷を負う危険性があるものを示します。

⚠ 注意 その警告に従わなかった場合、ケガを負うおそれのあるものを示します。

目 次

 安全に作業するために	1
公道走行するときは	1
1. 必要な運転免許証について	1
2. 保安基準への適合性確認	1
3. 灯火器類・ステッカーの取付け	2
 テールランプキットの組付け	 8
 配線図	 10



安全に作業するために

公道走行するときは

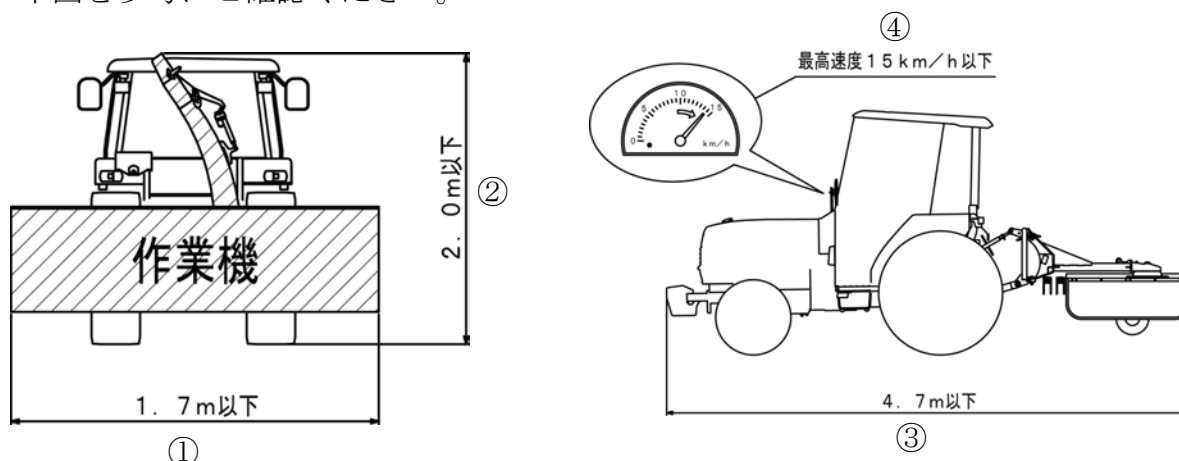
農耕用トラクタに関わる道路運送車両法の運用が見直され、保安基準に緩和措置が設けられました。必要な対応をすることで、直装タイプの作業機で公道走行を行うことができます。公道走行をする際は、下記項目を確認した上で必要な対応を行い、法令遵守して走行してください。

1. 必要な運転免許証について

トラクタ単体の場合、道路運送車両の技術基準（保安基準）の適合性を確保できる農耕トラクタであれば小型特殊免許/普通免許及び大型特殊免許（農耕用に限るも、含む）で運行可能ですが、トラクタに作業機を装着した場合の寸法が下表①～④の数値をひとつでも上回る場合、大型特殊免許（農耕用に限る、も含む）が必要となります。

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| ① 幅 1.7m | ② 全高 2.0m（安全キャブや安全フレーム 2.8m 以下） |
| ③ 全長 4.7m | ④ 最高速度 15 km/h 以下 |

下図を参考にご確認ください。



2. 保安基準への適合性確認

自動車の種類と大きさにより、申請や検査登録が必要になります。

	農業用小型特殊自動車	農業用大型特殊自動車
トラクタに作業機を装着した時の寸法が、全幅2.5m、全長12m、全高3.8mを <u>すべて超えない</u> 場合	公示一括緩和を適用した車両として申請や登録は必要ありません。	全国の運輸支局等で検査登録が必要です。
トラクタに作業機を装着した時の寸法が、全幅2.5m、全長12m、全高3.8mを <u>いずれかを超える</u> 場合	・全長12m、全高3.8mのいずれかを超える場合は、地方運輸局長に個別緩和を申請する必要があります。 ・道路管理者から特殊車両通行許可を得る必要があります。	・検査登録が必要です。 ・全長12m、全高3.8mのいずれかを超える場合は、地方運輸局長に個別緩和を申請する必要があります。 ・道路管理者から特殊車両通行許可を得る必要があります。



安全に作業するために

3. 灯火器類・ステッカーの取付け

下記フローチャート（１）～（４）を全てそれぞれについてご確認ください、必要に応じて公道走行を行うための追加装備を取付けてください。

（１）作業機最外側からトラクタの灯火器類までの距離

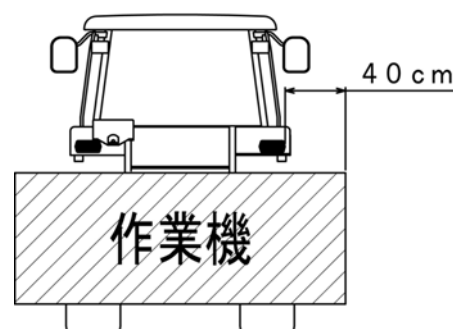
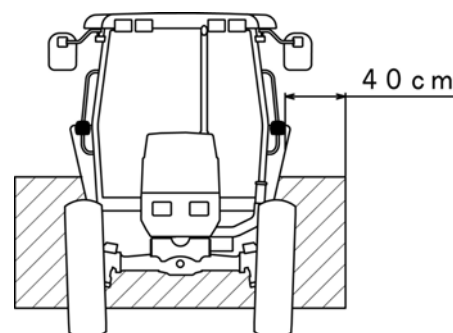
トラクタの後退灯以外の灯火器の取付け位置が
全て作業機の最外側から40cm以内にある。

YES

NO

（１）での追加装備
は必要ありません。

前面:A.白色反射器
後面:B.赤色反射器
C.制限標識
を取付ける必要があります。

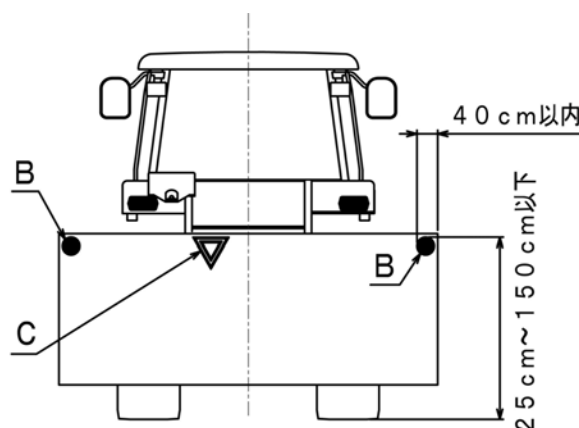
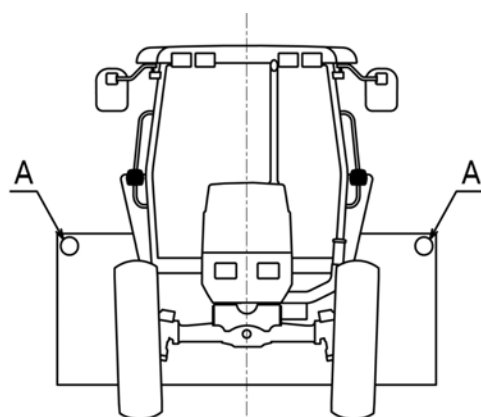


A.白色反射器	B.赤色反射器	C.制限標識
		赤色 0.5cm 白色 1.5cm 赤色 0.5cm

装備の取付け位置

道路運送車両法の保安基準により、各種灯火器類取付け位置が定められています。A・Bについては前方・後方から見て、作業機の最外側から40cm以内、高さが地上25cm以上150cm以下の場所に左右対称になるように取付けてください。Cは後方から確認できる位置に取付けてください。

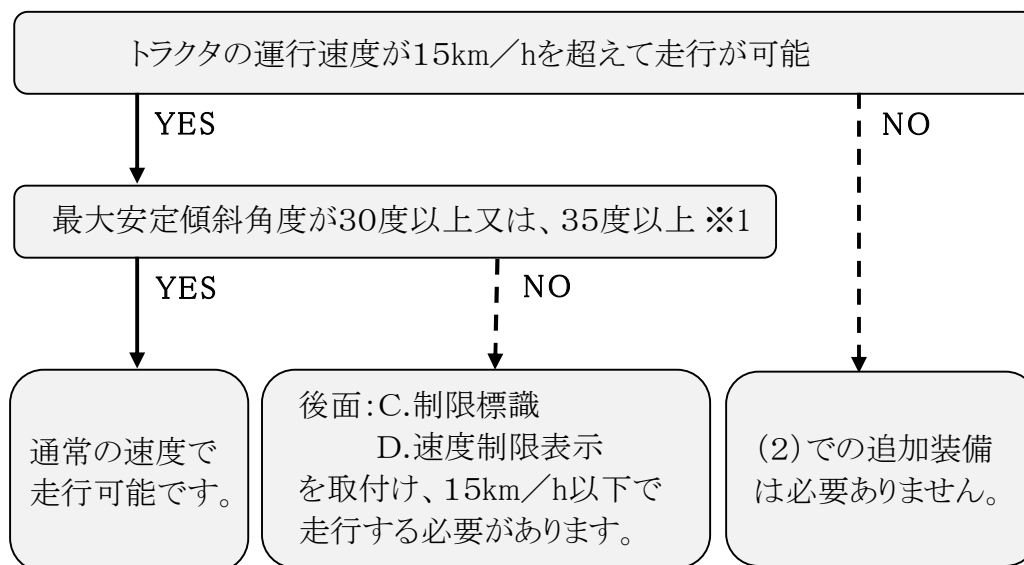
（取付け例）





安全に作業するために

(2) トラクタの運行速度



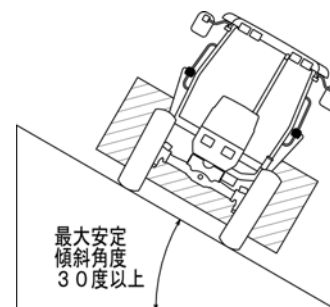
※1 運行速度が15km/hに制限されないトラクタと作業機との組合わせについては日農工のホームページ(<http://www.jfmma.or.jp>)をご覧ください。
最大安定傾斜角度が不明な場合は、運行速度15km/h以下で走行してください。

<安定性に関して>

作業機を装着した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は、35度以上（車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は、積載により重心高さが上がるもの）であれば、通常で速度で道路走行できます。

上記条件を満たさない場合は、

- ・運行速度15km/h以下の道路走行
- ・道路走行をする際に、Cを作業機に表示、
Dを作業機・運転席に表示
を行う必要があります。

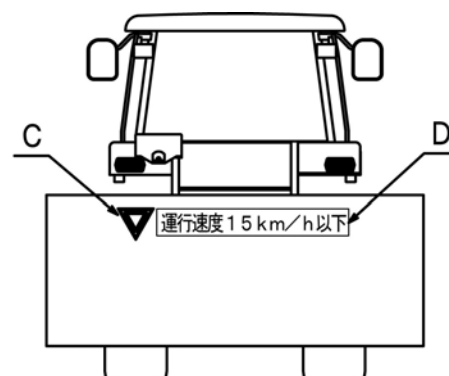


装備の取付け位置

C・Dは後方から確認できる位置に取付けてください。
Dは運転席にも表示する必要があります。

C.制限標識	D.速度制限表示

(取付け例)





安全に作業するために

(3) トラクタのコンビネーションランプ（尾灯、制動灯、方向指示器）、後退灯の視認性

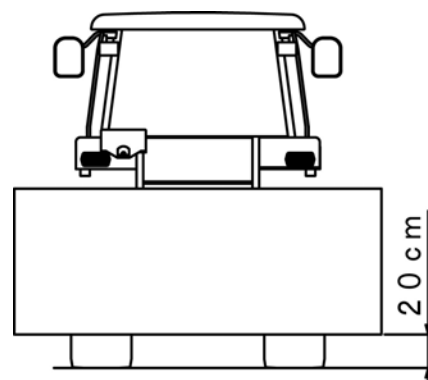
作業機の機体最下部を地面から約20cm上げた状態で後方から確認し、トラクタのコンビネーションランプと後退灯が視認できる。

YES

(3)での追加
装備は必要
ありません。

NO

・後退灯のみ視認できない場合は
可能な限りトラクタ上で移設してください。
・コンビネーションランプ、後退灯が視認
できない場合は作業機に取付ける必要
があります。
※取付けは販売店に相談してください。



装備の取付け位置

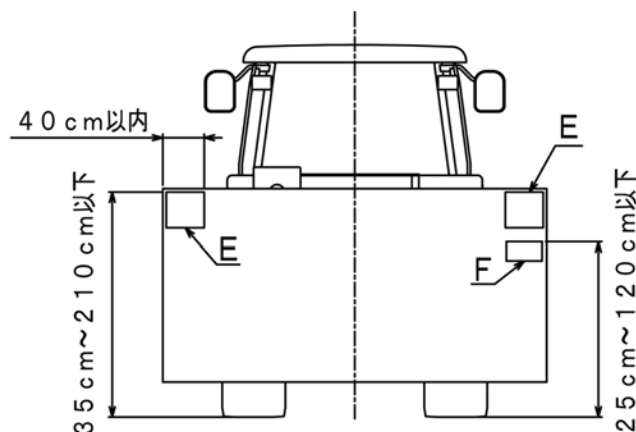
道路運送車両法の保安基準により、各種灯火器類の取付け位置は定められています。

- ・尾灯（テールランプ）最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下
- ・制動灯（ブレーキランプ）最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下
- ・方向指示器（ウインカー）最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上230cm以下
- ・後退灯（バックランプ）高さは可能な限り25cm以上120cm以下

コンビネーションランプは後方から確認（視認）できる位置に、上記条件を満たし、可能な限り左右対称になるように取付けてください。

後退灯は後方から確認（視認）できる位置に上記条件を満たすように取付けてください。

(取付け例)

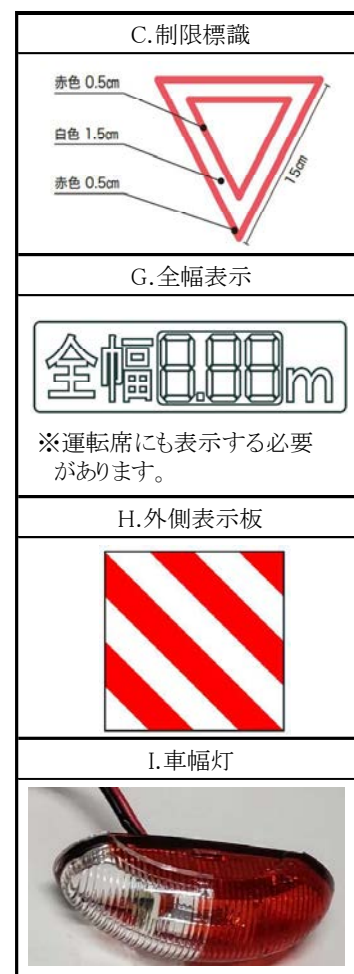
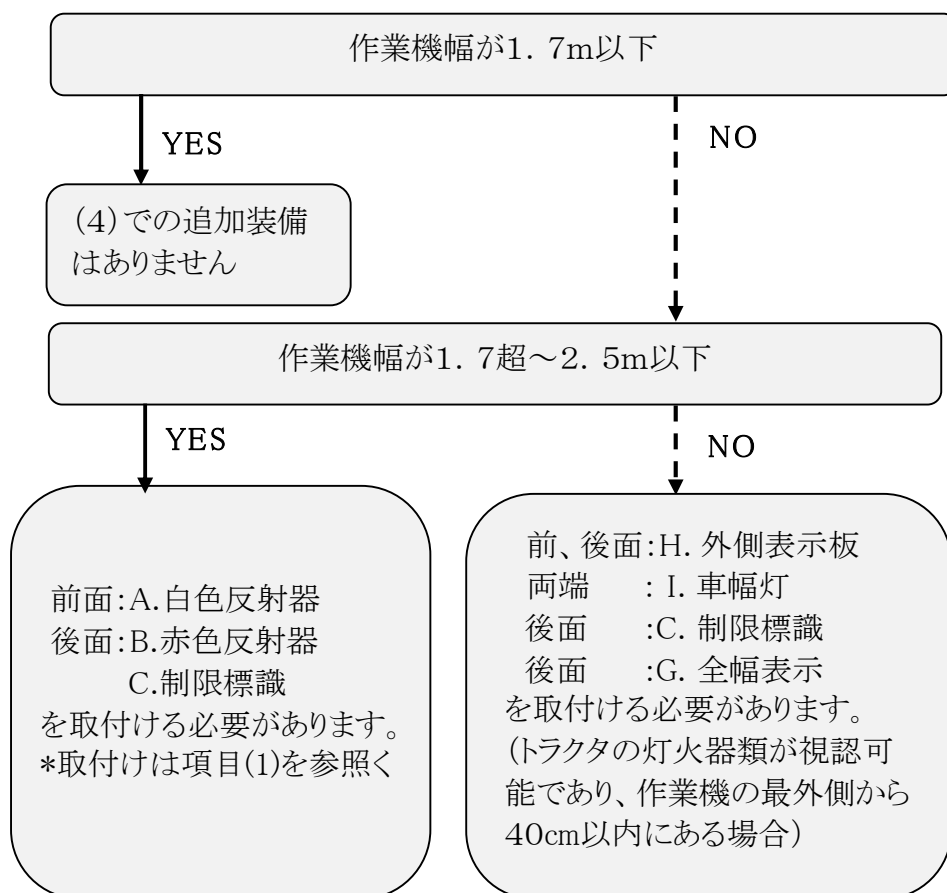


※ トラクタから灯火装置の信号が出ているか確認後に公道走行を行ってください。



安全に作業するために

(4) 作業機装着時の全幅



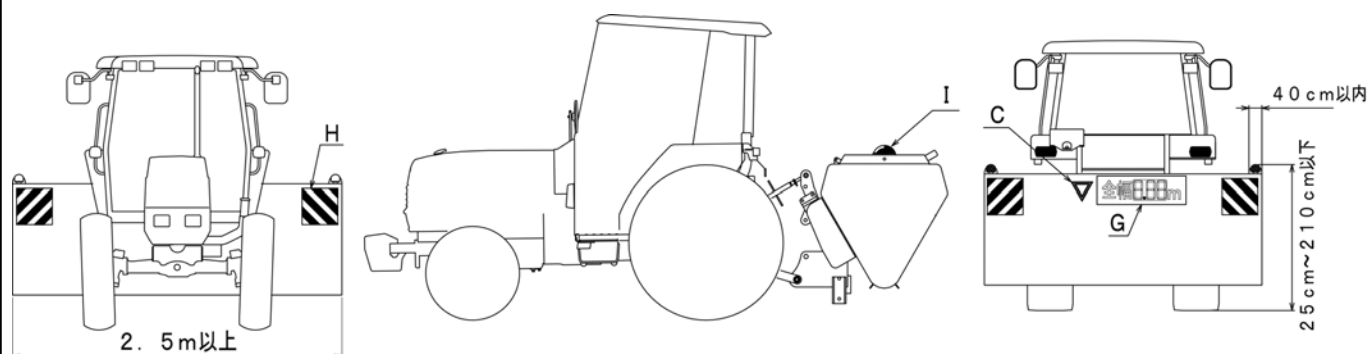
装備の取付け位置

G・Cは後方から見やすい位置に取付けてください。

Hは前後、両端に赤白ラインが「ハの字」になるように取付けてください。

Iは後方から確認（視認）できる位置で、最外側から40cm以内、高さは地上25cm以上210cm以下に入るように取付けてください。また前方が白、後方が赤になるようにしてください。

(取付け例)

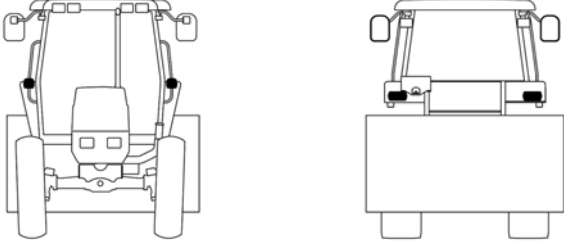
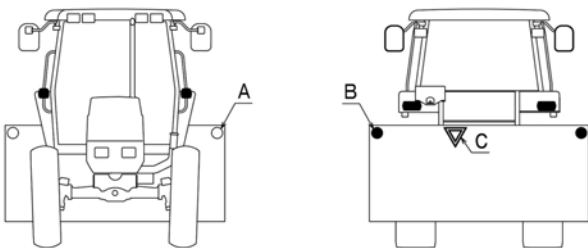
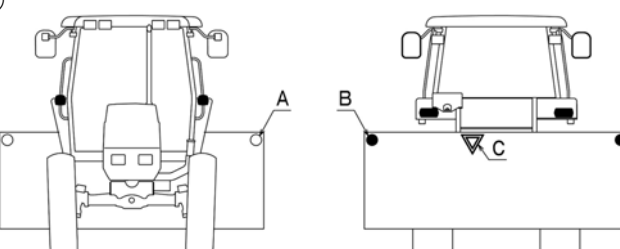
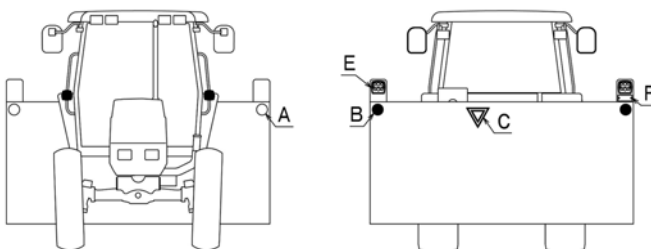




安全に作業するために

p. 6～7の図は、保安基準による作業機への灯火器類・ステッカーの取付け例です。

灯火器類・ステッカー取付け例

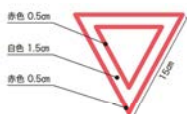
			トラクタに作業機装着時の寸法が、全幅2.5m、全高3.8m、全長12m以下の場合	
灯火器類の視認性 前照灯 車幅灯 尾灯 後部反射器 制動灯 方向指示器	トラクタのコンビネーションランプ・後退灯を視認できる場合	灯火器類の取付け位置が全て作業機の最外側から40cm以内の場合	①	取付け部品無し 
		灯火器類の取付け位置が全て作業機の最外側から40cm以内、かつ小型特殊免許・普通免許で走行できるトラクタで幅1.7m以上の作業機を取付ける場合	②	
		作業機の最外側から40cm以上離れている灯火器がある場合	③	
	トラクタのコンビネーションランプ・後退灯を視認できない場合		④	例) ③に灯火器類を取付け 

灯火器・ステッカー

A. 白色反射器 B. 赤色反射器



C. 制限標識



D. 速度制限表示

運行速度15km/h以下

E. コンビネーションランプ



F. 後退灯



G. 全幅表示

全幅8.88m

H. 外側表示板



I. 車幅灯





安全に作業するために

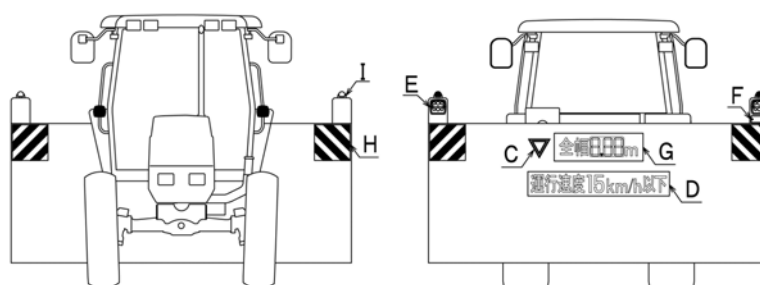
灯火器類・ステッカー取り付け例

灯火器類・ステッカー取り付け例			トラクタに作業機装着時の全幅が2.5mを超える場合	
灯火器類の視認性 前照灯 車幅灯 尾灯 後部反射器 制動灯 方向指示器	トラクタのコンビネーションランプ・後退灯を視認できる場合	灯火器類の取付け位置が全て作業機の最外側から40cm以内の場合	⑤	
		作業機の最外側から40cm以上離れている灯火器がある場合	⑥	
	トラクタのコンビネーションランプ・後退灯を視認できない場合		⑦	例) ⑥に灯火器類を取付け

※ 全幅2.5mを超過する場合は、道路管理者（国道：地方道路局、県道：各都道府県、市道：各市町村）から特殊車両通行許可を得る必要があります。

p. 3 「(2)トラクタの運行速度」を確認後、速度制限表示が必要な場合は取付けてください。

例) ⑦に速度制限表示を追加



詳細は日農工「公道走行ガイドブック」(<http://www.jfmma.or.jp/koudo.html>)をご覧ください。その他不明な点は、お買い上げいただいた販売店にご相談ください。

テールランプキットの組付け

このたびはテールランプキットをお買い上げ頂き、ありがとうございます。

組付け前には、必ずこの組付要領書をお読みの上、正しく組付けてください。

●開梱されましたら、組付前に部品表の部品が全て含まれているかご確認の上、組付けを行ってください。

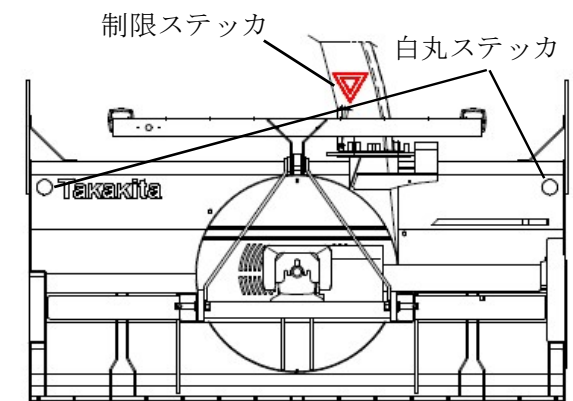
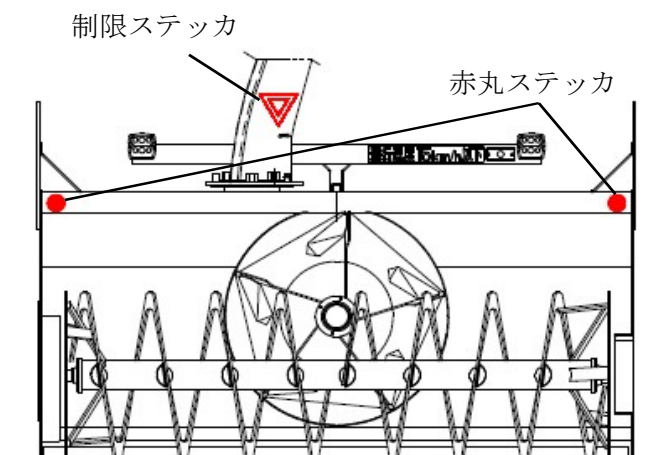
◆組付け手順

(SB1990E 等 90sr の除雪機に取り付ける場合)

- ① トップリンクステーとマストを固定しているボルトとカラーを取外し、カラーの代わりに下の写真のようにテールランプキットフレームを取付け、固定してください。

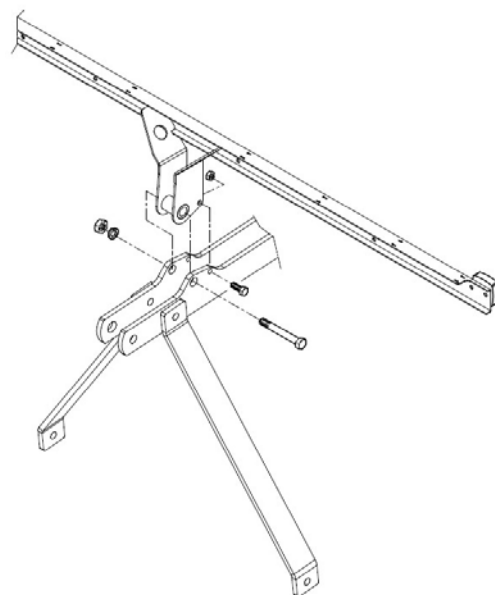


- ② 下図を参考に各ステッカを張り付けてください



(SB1991E 等 91sr の除雪機に取り付ける場合)

- ③ 下図のようにトップリンクステーに付属のボルトナットで取り付けてください



(91sr は制限ステッカ等が張り付けてあります。)

テールランプキットの組付け

- ④ハーネスの 8 P コネクタをトラクタの灯火装置用コネクタに接続し、ランプが正常に点灯することを確認してください。



- ⑤トラクタの灯火装置用コネクタが DIN 規格の場合には、付属の簡易変換ハーネスを使用し、P. 10 配線図を参考に接続してください。



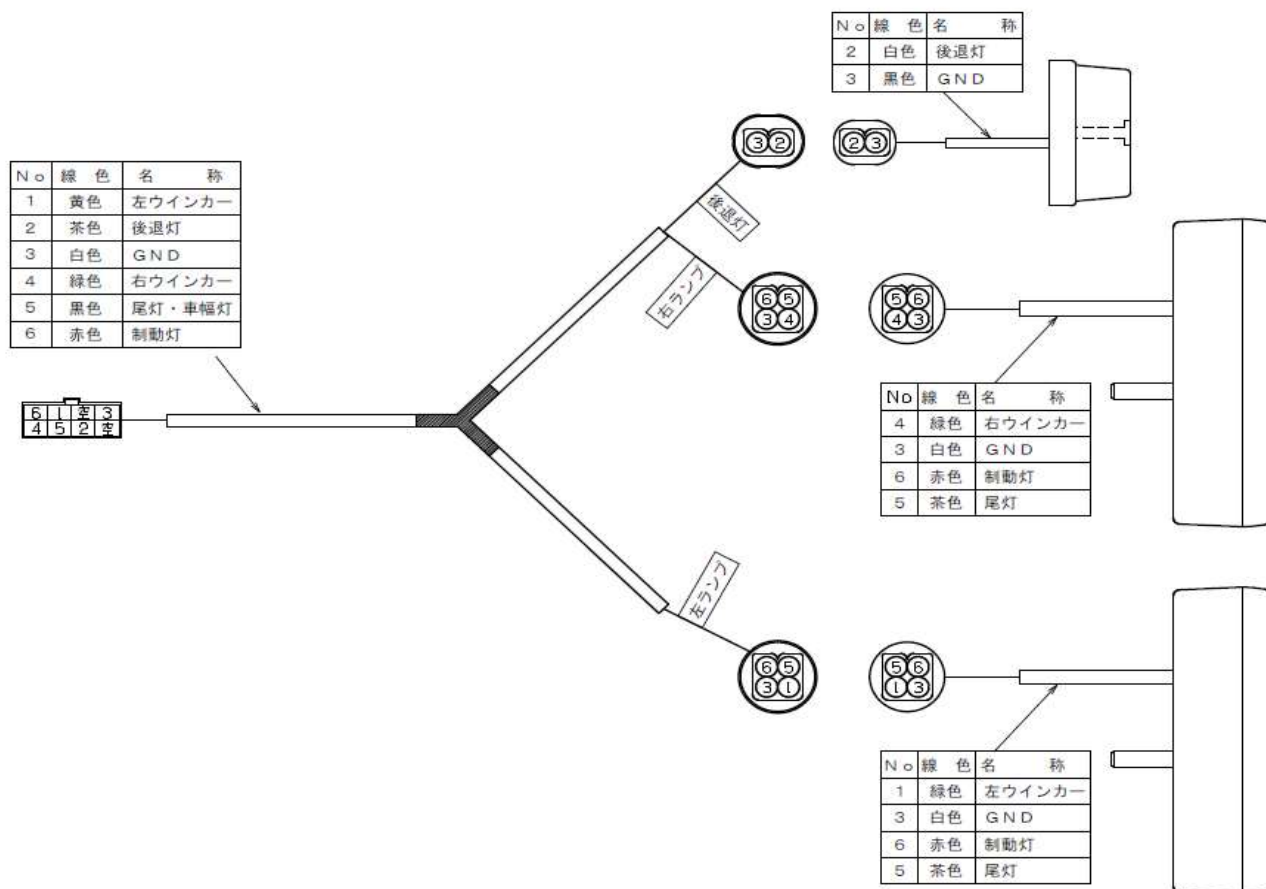
- ⑥速度制限表示(トラクタ用)をトラクタの運転席から良く見える場所に貼付けてください。

運行速度15km/h以下

速度制限表示(トラクタ用)

配線図

1. SB-TLS1



トラクタの灯火装置用ソケットが DIN 規格の場合は、付属の変換ハーネスをご使用ください。

端子No	線色	接続機器
1	黄色	左ウインカー
2	茶色	後退灯
3	白色	アース
4	緑色	右ウインカー
5	黒色	尾灯・車幅灯
6	赤色	制動灯

端子No	線色	接続機器
1	黄色	左ウインカー
2	茶色	後退灯
3	白色	アース
4	緑色	右ウインカー
5	黒色	尾灯・車幅灯
6	赤色	制動灯

